

令和 6 年 度

主 要 施 策 の 成 果 に 関 す る 説 明 書

令和 7 年度滋賀県議会定例会
令和 7 年 9 月 定 例 会 議 提 出

[警 察 部 門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	該当なし
II 経 済	該当なし
III 社 会	4
IV 環 境	該当なし

Ⅲ 社 会

未来を支える 多様な社会基盤

事 項 名	成 果 の 説 明
1 犯罪被害者等への支援強化事業	1 犯罪被害者等への支援強化事業 4,589,285 円
予 算 額 4,768,000 円	(1) 事業実績 犯罪被害者への公費負担実績として、初診料 105 件、検査等費用 100 件、診断書料 115 件、精神科医によるカウンセリング費用 101 件、ハウスクリーニング費用 1 件の計 422 件を行ったほか、被害者の手引 2 種類（「犯罪の被害にあわれた方へ」「交通事故被害者その家族のために」）を配布。外国人被害者の手引としては、英語、ポルトガル語、中国語および韓国語の計 4 か国の外国語に翻訳しているものを県警ホームページに継続掲載した。
決 算 額 4,589,285 円	また、犯罪被害者電話相談業務および犯罪被害者等直接支援業務については、公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに委託しており、相談件数 1,361 件、直接支援実績 122 回の取扱いであった。 その他、被害者支援要員講習会の開催や、命の大切さを学ぶ教室を県内の中学・高校生を対象に 4 回行った。
	(2) 施策成果 犯罪被害者に対する初診料、診断書料、性感染症検査を含む検査等費用、再診料、緊急避妊措置料、人工妊娠中絶費用等を公費負担することにより、犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、カウンセリングが必要な犯罪被害者や遺族等に対しては、部内の被害者カウンセラー等によるカウンセリング（令和 6 年度 152 件）に合わせて、精神科医等によるカウンセリング制度を教示するなど、支援制度の適切かつ積極的な運用に努めた。また、被害者支援要員に対して、警察本部担当者による教養を行い、適切な犯罪被害者等支援活動を推進した。 関係団体とも連携し、「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（サトコ）」の運用では「性犯罪被害相談電話」の 24 時間対応など犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細かな支援活動を実施するとともに、被害の潜在化防止に向けた支援を実施した。委託事業では、犯罪被害者等の負担軽減のため犯罪被害者等からの相談対応や相談に付随する直接支援（警察署、裁判所、弁護士事務所等への同行、公判への同行等）を被害者の希望に沿って進めた。 命の大切さを学ぶ教室では、県内の中学・高校生を対象に犯罪被害者御遺族による講演を実施し、犯罪被害者等と支援施策に対する理解と意識を涵養して「社会全体で被害者を支え、被害者にも加害者にもならない街づくり」への機運の醸成に努めた。
	(3) 今後の課題 犯罪被害者等が被害を回復、軽減し再び平穏な生活を営むことができるよう各種支援制度を積極的に活用することを

事 項 名	成 果 の 説 明
	促進するとともに、関係団体と連携して支援し、被害者の精神的負担を軽減する必要がある。 (4) 今後の課題への対応 ア 令和7年度における対応 公費負担制度および各種支援制度の運用などについて被害者支援要員に対する集合教養を実施し、犯罪被害者等へ適切かつ分かりやすい説明や必要な支援を届けることにより被害者等の負担軽減を図ることができるよう指導を進めている。 警察における公費負担制度や「性犯罪被害相談電話」等の各種相談窓口について、FM放送、県警ホームページ等により情報提供することで広く県民への周知に努めるとともに、関係団体との連携を強化する。 民間被害者支援団体への電話相談業務および直接支援業務の委託については、きめ細かい被害者支援を行う上で欠くことのできないものであり、今後も民間被害者支援団体と連携し、被害者のニーズに合った支援に努める。 イ 次年度以降の対応 「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（サトコ）」をはじめ、「性犯罪被害相談電話」等の相談窓口や支援制度について県民に対して認知度を高める必要性から、県が行う広報等に加えて、県警ホームページ、SNS、各種冊子の活用や警察相談等における適切な教示等により広報啓発を継続的に進める。 令和7年度運用を開始した被害者等支援のための多機関ワンストップサービスを適切に運用していくため、県下各警察署の担当者と市町等の「犯罪被害に関する総合的対応窓口」との関係性を深め連携を強化する。 犯罪被害者電話相談業務および直接支援業務の委託については、民間被害者支援団体との情報共有を行い定期的な研修を実施するなどして、被害者のニーズに沿った支援を適切に実施していく必要がある。
2 安全・安心情報の発信・広報啓発高度化事業 予 算 額 812,000 円 決 算 額 811,800 円	1 安全・安心情報の発信・広報啓発高度化事業 811,800 円 (1) 事業実績 犯罪実行者募集に利用される頻度の高いX（旧T w i t t e r）において、犯罪実行者募集情報に係るキーワードを検索または投稿したユーザーアカウントに対し、警告を促すメッセージや、県警公式Y o u T u b eチャンネルでアップロードしている注意喚起動画に移行するバナーを自動的に発信することで、県民を犯罪に加担させないための対策を行い広く注意喚起した（インプレッション数1,232,499回、クリック数1,612回）。 また、県民に対し滋賀県警察で制作した特殊詐欺等の被害防止に関する動画をY o u T u b e広告（15秒ノンスキップパブル）で約63万回以上配信。特殊詐欺等の被害について、動画により視覚的に分かりやすく説明し、県民に広く浸透するよう効果的な注意喚起を促した。

事 項 名	成 果 の 説 明
	(2) 施策成果 滋賀県内において、犯罪実行者募集情報（闇バイト）により募集された匿名・流動型犯罪グループによる組織的な強盗事件の発生が無かったことは、一定の成果があったものといえる。 防犯情報のY o u T u b e 広告配信では、ノンスキップブル動画広告を活用したことで、防犯への関心が薄い者に対しても特殊詐欺の現状や予防方策について周知することができ、またあらゆる世代が視聴することによって、特殊詐欺被害防止への関心が高まり、これまで防犯について考えることもなかった層にも、身近な出来事として捉えるきっかけづくりとなった。 (3) 今後の課題 犯罪実行者募集情報は、依然としてXに多数投稿されており、これらの募集情報により県民を犯罪に加担させないためにも、同対策を継続し広く注意喚起していく必要がある。 また、詐欺等の手口は日々刻々と複雑化・巧妙化しており、これに対処するためには、様々なSNSでの情報発信や手法等について検討を重ね、県民の行動変容につながる注意喚起を行う必要がある。 (4) 今後の課題への対応 ア 令和7年度における対応 引き続き、Xにおいて、犯罪実行者募集情報に係る警告メッセージを配信するほか、SNS型投資・ロマンス詐欺被害についても増加傾向にあることに鑑み、同詐欺に係るキーワードを検索または投稿したユーザーに対しても警告を促すメッセージを配信し、注意を促す。 また、情勢に応じた詐欺被害防止動画の活用や新たな手口への対策を防犯教室や各種啓発等で積極的に注意喚起するとともに、さらに広く県民の目に触れるよう公共施設や事業所等に設置のデジタルサイネージ等を活用した情報発信を強化する。 イ 次年度以降の対応 多岐にわたる特殊詐欺等の手口を分析した上で、最新の手口やその対策を広く県民に知ってもらうことを目的とした広報啓発活動および、被害防止のための県民の行動変容を促す広報啓発活動を実施し、効果的な手段等の検証を行う。

事 項 名	成 果 の 説 明
3 安全・安心アプリ導入経費	1 安全・安心アプリ導入経費 6,060,835 円
予 算 額 6,536,000 円	(1) 事業実績 防犯アプリ「ぼけっとポリスしが」については、各種犯罪発生情報、事件予防のための情報、痴漢等対策機能、不審者情報等のプッシュ通知機能、エリア通知機能等を実装し、県民の生活スタイルに合わせた必要な情報を提供することで、行動の変容につなげ、県民全体の犯罪抑止力の向上および安全・安心な滋賀の実現を目指している。
決 算 額 6,060,835 円	アプリのダウンロード件数および利用者を増加させるため、 ・県および市町のホームページ、広報誌への掲載 ・地域情報誌への掲載 ・学生や保護者等へのチラシ配布 ・飲食店や大型商業施設のデジタルサイネージへの投影 ・周知用動画の作成 ・W e b 広告による配信 を通し、県民に広く周知した。
	(2) 施策成果 アプリのダウンロード件数および利用者は前年度と比較して大きく増加した。
	滋賀県警察公式防犯アプリ「ぼけっとポリスしが」のダウンロード件数の目標値 令和8年度(2026年度)の目標とする指標
	ダウンロード件数（累計） 令5 令6 目標値 達成率 5,262件 25,047件 42,000件 59.6%
	(3) 今後の課題 令和6年度のアプリのダウンロード数は、令和6年度の目標値（14,000件）は達成しているものの、アプリ利用率は県総人口の約1.8%といまだ低い状況である。 県民の行動変容につなげ県民全体の犯罪抑止力を向上させるためには、アプリを県民により広く周知し利用してもらう必要がある。

事 項 名	成 果 の 説 明
4 安全・安心なサイバー空間構築推進事業 予 算 額 1,089,000 円 決 算 額 965,608 円	(4) 今後の課題への対応 ア 令和7年度における対応 交通事故分析に基づくタイムリーな情報発信機能を追加することで、より便利で身近なアプリとして広く周知し、高齢者を対象とした安全教室等におけるアプリの操作説明を交えた対面型の周知活動、大型商業施設におけるアプリ紹介動画を使用したデジタルサイネージ放映の周知活動、通常の警察活動において対面でアプリのチラシを配布するなどの利用促進に向けた活動を行う。 イ 次年度以降の対応 アプリの利用者が求める情報をタイムリーかつスピーディーに発信し続け、同アプリ利用者の拡大につなげる。 1 安全・安心なサイバー空間構築推進事業 965,608 円 (1) 事業実績 深刻化するサイバー空間の脅威に対して、県内の中小企業のサイバーセキュリティ対策強化の機運を醸成すべく、「滋賀県ちいさな企業応援月間」中、県との共催により、経営者層を主な対象としたサイバーセキュリティシンポジウムを開催。中小企業経営者等 112 人が参加した。 シンポジウムでは、サイバーセキュリティ分野における有識者による基調講演やパネルディスカッションのほか、サイバー攻撃のデモンストレーション等を通じて、サイバーリスクの現状と中小企業のセキュリティ対策について注意喚起を行った。 また、サイバーセキュリティセミナー講師となる職員には、悪質・巧妙化するサイバー事案に対処するための知識・技術の向上を図るため、高度な情報通信技術を有する民間企業、大学教授等の講師が多数登壇する全国規模のシンポジウムに積極的に参加させた。 (2) 施策成果 中小企業がサイバーセキュリティ対策を講じるきっかけとなり、サイバーセキュリティに関する意識の向上に効果が認められ、中小企業向け体験型サイバーセキュリティセミナーの依頼が増加した。 体験型サイバーセキュリティセミナー 85回実施 目標値25回 達成率 340% (3) 今後の課題 経営者層に対し、業種や規模に関わらずサイバーセキュリティ対策を講じていくことが企業の責務として必須であることを訴求し一定の理解は得られたものの、セキュリティ対策機器の導入や従業員教育といった具体的な対策の実施については進んでいるとは言い難いことから、継続して創意工夫をしたセキュリティ意識の向上を促す必要がある。

事 項 名	成 果 の 説 明
5 非行少年を生まない社会づくり支援事業 予 算 額 2,321,000 円 決 算 額 2,316,317 円	(4) 今後の課題への対応 ア 令和7年度における対応 県内中小企業の対処能力向上およびサイバーセキュリティに対する意識向上のため、体験型サイバーセキュリティセミナーを経営者層だけでなく個別企業の従業員を対象とし継続的に実施するとともに、更なる中小企業の危機管理能力の向上のため、理解度に応じたセミナー内容の更新等を行う。 イ 次年度以降の対応 事業者等とのネットワークを一層活用し、被害情報や対策事例を迅速に共有することでサイバーセキュリティに関する意識の定着、連携強化に取り組む。 1 非行少年を生まない社会づくり支援事業 2,316,317 円 (1) 事業実績 コロナ禍で減少傾向にあった非行・被害防止教室の実施回数をコロナ禍前の実施水準（約 500 回）まで引き上げるため、各種教室をオンラインでも実施。時間的場所的制約を少なくし、学級活動等の僅かな時間（すきま時間）を活用して実施することで、よりきめ細かな少年の非行・被害防止対策を図った。 ・各種教室の実施総数 406校 463回 - うちオンライン教室 23校 24回 受講者 約 6,100人（前年比＋5校 ＋6回 ＋約 2,100人） ※令和2年から令和4年の実施平均 約 370回 また、非行・被害防止や親子の絆の醸成に向けた啓発品を作成して各種月間時等において集中的な注意喚起を実施。少年の再非行防止等に向けた立ち直り支援活動としては、少年警察ボランティア（少年補導員・大学生ボランティア）等と協働するなどして、農業体験、社会貢献活動、地域文化・スポーツ体験等の各種体験活動を実施した。 ・農業体験 27回実施（延べ支援対象少年27人、保護者等28人、少年警察ボランティア3人参加） ・社会貢献活動 2回実施（延べ支援対象少年2人参加） ・地域文化・スポーツ体験 6回実施（延べ支援対象少年11人、保護者等19人、少年警察ボランティア16人参加） (2) 施策成果 県内の令和6年中の非行少年（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年）の数は468人で、令和5年と比べると113人の減少（約19.4%減）となった。また、不良行為少年については1,956人で、前年と比較すると266人の減少となり、それぞれのピーク時と比べても大きな減少となった。 ・非行少年 ピーク時（昭63）約 2,500 人、令3： 380人、令4： 410人、令5： 581人、令6： 468人 ・不良行為少年 ピーク時（平16） 15,463 人、令3：1,950人、令4：2,192人、令5：2,222人、令6：1,956人

事 項 名	成 果 の 説 明
	非行・被害防止教室では、対面式の各種教室依頼の増加に対応しながらもその中で必要に応じてオンライン非行防止教室を推進しており、オンライン非行防止教室の開催数は前年と比較し増加した。教育現場においても本事業は徐々に浸透してきており、今後の定着化が期待される。 また、少年の非行防止、被害防止意識の高揚と非行少年を生まない社会づくりの気運醸成を目的として、各種ボランティア等と協働した各種啓発を実施した。さらに、立ち直り支援事業に参加した少年は保護者や大学生ボランティア、警察職員等との共同作業を通じて、円滑なコミュニケーションや自発的な会話が生まれ、親子関係等に良い変化が見られるほか、成功体験や達成感から自己肯定感等が向上し、社会性や協調性、規範意識の醸成につながっている。 (3) 今後の課題 全国的に非行少年等の増加傾向が継続しており、匿名・流動型犯罪グループ等をはじめ、少年たちの活動範囲が広域化している現状に鑑みると、今後も県内の少年に対する各種教室の開催促進や、非行、不良行為の抑制を図るための積極的な啓発活動の推進を図り、少年の非行（犯罪加担）・被害防止活動の強化を継続して実施する必要がある。 また、立ち直り支援活動については、少年の持つ特性や環境等に応じ、時機を逸することなく効果的な活動を実施する必要があるところ、少年や保護者の理解が得られないことにより支援につながらないケースもある。 (4) 今後の課題への対応 ア 令和7年度における対応 各教育現場に対して、オンライン非行防止教室をはじめとした各種教室の積極的な開催を呼びかけるとともに、その他青少年の健全育成に係る団体等に対する研修や会議等の実施を図りながら、少年の非行・被害防止を推進する。また、各種ボランティア等と協働した啓発活動を併せて継続実施していく。 立ち直り支援においては、早い段階での実施と少年および保護者の理解が必要不可欠であることから、対象少年や保護者に対しては、早期に支援の内容や必要性の説明を行うとともに、各関係機関や団体と連携した支援環境の拡大、各種研修等を通じた支援職員自身のスキルアップを図り、適切な支援につなげていく。 イ 次年度以降の対応 次年度以降においても同様に、教育現場をはじめ各方面に対してオンライン非行防止教室や研修開催を呼びかけるとともに、多様性を持たせた内容とするなどしてさらなる少年の健全育成を図っていく。また、各種啓発活動を実施するほか、少年の特性等に応じた支援施策が実施できるよう、関係機関や団体と連携した支援対策を継続実施していく。

事 項 名	成 果 の 説 明
6 高齢者交通安全対策事業	1 高齢者交通安全対策事業 3,343,811 円
予 算 額 3,379,000 円	(1) 事業実績 運転免許証の返納をためらう高齢ドライバーに、自主的に自動車を運転しない生活を1か月程度体験してもらう「お試し自主返納」を実施。公共交通機関の利便性や家族のサポート等に対する「気づき」を誘導し、運転免許証の自主返納を促進した。 定員の200人の高齢者が参加し、うち44人が運転免許証の自主返納を行った（返納率22.0%）。 高齢ドライバーに対しては補償運転（三方よし運転）を推進し、体調がすぐれない時は運転を控える「体調よし」、天候の悪い日や夜間・通勤通学時間帯の運転は控える「状況よし」、運転する場所は近距離にして遠距離の運転は控える「行き先よし」を掲げた「三方よし運転」をチラシや周知啓発用品を活用して呼びかけた。 また、高齢者と若者の世代間交流の推進や次世代に対する運転者教育も視野に入れ、交通ルールの啓発と交通安全意識の高揚を図るため「交通安全学生ボランティア」を委嘱した（委嘱人員16人 従事回数5回）。 反射糸・夜行反射材を普及させるため、高齢者世帯訪問や交通安全教育、街頭啓発活動を通じてその有効性を説明するとともに、反射材等の普及啓発活動を推進するため「反射糸ファッショナブル・ディレクター」を委嘱し反射糸の小物作り教室を開催するなどした（委嘱人員6人 反射糸の小物作り教室6回 受講者110人）。 交通安全教育として、新型の運転技能自動評価システム（オブジェ）を導入し、高齢ドライバーの運転行動を各種センサーとGPSでリアルタイムに計測を行い、コンピュータで運転技能を具体的に評価するとともに、ドライバーの癖を抽出し、本人に気づきを与える体験型交通安全教室を実施した。 危険予測トレーニング機器（KYT）やVR横断歩行シミュレータについても各種交通安全教育に活用し、交通事故防止を図った。
決 算 額 3,343,811 円	令和8年度（2026年度）の目標とする指標 体験型機器を活用した交通安全教育の受講者数 目標 1,100 人 1,100 人 1,200 人 1,200 人 実績 1,618 人 1,943 人 - - (2) 施策成果 令和6年中、県内における交通事故発生件数および負傷者数は増加したが、死者数は減少し、交通事故死者数は統計史上最少の28人となった。 交通事故発生件数 2,803件（前年対比+36件） 死者数 28人（前年対比-15人） 負傷者数 3,431人（前年対比+56人）

事 項 名	成 果 の 説 明
	令和6年中、県内における高齢者事故の発生件数、死者数、負傷者数については前年より増加したものの、「高齢者『三方よし』運動」導入前の令和4年と比べると、高齢歩行者の夜間事故率が減少している。また、県内で発生した高齢ドライバーの死亡事故8件のうち、補償運転（三方よし運転）で運転を控えるべき悪条件（夜間、悪天候、遠距離）での発生は2件（25％）であった。なお、補償運転の啓発が導入される以前の令和4年中の同割合は75％であり、悪条件下における交通死亡事故は減少した。 高齢者事故発生件数 988件（前年対比＋93件）（うち高齢ドライバー事故発生件数 665 件（前年対比＋40件）） 高齡死者数 20人（前年対比＋3人） 高齡負傷者数 549 人（前年対比＋115 人） 高齡歩行者夜間事故率 27.6％（令和4年39.5％） ※高齡者事故発生件数 高齡者（65歳以上）が第1当事者または第2当事者となった事故の発生件数 ※高齡ドライバー事故発生件数 高齡者（65歳以上）が自動車（一般原付を含む、特殊車を除く）を運転中に第1当事者となった事故の発生件数 ※高齡歩行者夜間事故率 歩行中の高齡死傷者に占める夜間の死傷者の割合 (3) 今後の課題 令和6年中、県内の全交通事故件数に占める高齢者事故の割合は35.2%、高齢ドライバー事故は23.7%と、各発生件数・割合ともに増加傾向にあり、県内の高齢者の運転免許保有者数についても、令和6年12月末時点で約24万4,000人（県内運転免許保有者数の25.1%）と年々増加している。全国的にも、高齢ドライバーによるブレーキとアクセルの踏み間違い等による重大事故等の発生など、高齢者の事故防止・高齢ドライバーの事故抑止対策が課題となっている。 今後さらに超高齢社会が進むことで、高齢者事故や高齢ドライバー事故の増加が懸念されることから、自主返納しやすい環境作りや参加体験型の交通安全教育の両面から、交通安全対策を推進する必要がある。 (4) 今後の課題への対応 ア 令和7年度における対応 滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動に明記されている「高齢者『三方よし』運動」を、あらゆる機会を通じて広く県民に周知し、運転免許証の返納をためらう高齢ドライバーに対しては、車を運転しない生活を体験する「お試し自主返納」を継続実施する。 また、高齢者に対して、新型の運転技能自動評価システム（オブジェ）や危険予測トレーニング機器（KYT）を活用した参加体験型の交通安全教育を推進する。

事 項 名	成 果 の 説 明
7 新たな移動主体を用いた交通安全教育事業 予 算 額 977,000 円 決 算 額 976,080 円	イ 次年度以降の対応 「高齢者『三方よし』運動」の周知徹底と、多くの高齢者に対し新型の運転技能自動評価システム（オブジェ）による体験型の交通安全教室を実施し、効果的な交通安全教育を継続するとともに、反射糸・夜光反射材の普及、啓発動画の有効活用等により、交通事故防止対策を推進する。 また、関係機関や事業所等に働きかけを行い、自主返納支援制度の充実を図ることで、自主返納しやすい環境を構築する。 1 新たな移動主体を用いた交通安全教育事業 976,080 円 (1) 事業実績 子どもから高齢者までのあらゆる世代を対象とした交通安全教室において、県下12署に1台ずつ配備した交通安全教育用の特定小型原動機付自転車（電動キックボード）（以下「特定小型原付」という。）を活用し、交通ルールについて説明するとともに、実際に特定小型原付に乗車させる参加・体験型の交通安全教育を実施。春、秋の全国交通安全運動期間等を実施する交通安全イベントや交通安全啓発場所においても、交通ルールの周知および交通安全意識の高揚を図るため、特定小型原付の展示や乗車体験を実施した。 交通安全教室 56回、受講者数 約 4,000 人 交通安全啓発 18回 また、各警察署の交通課、交通機動隊員等の警察官を対象として、特定小型原付を活用し道路交通法上の走行方法や特性等を説明するとともに、車両区分の特定や適正な指導取締要領についての実践的な集合教養を実施した。 (2) 施策成果 令和6年中、特定小型原付が関係する交通事故の発生はなかった。 警察官対象の特定小型原付の集合教養後、教養受講者が各所属の警察官に対して還元教養を実施することにより、警察官個々の交通安全教育や適正な指導取締の能力向上につながった。 (3) 今後の課題 令和6年中、県内において特定小型原付が関係する交通事故の発生はなかったものの、特定小型原付の登録申請は令和6年12月末時点で482件（前年同期比＋287件）と増加している状況である。また、特定小型原付のシェアリング事業に参画する企業も現れるなど、県内における更なる普及が予想されることから、県民に対する交通ルール周知等を継続的に推進していく必要がある。

事 項 名	成 果 の 説 明
	(4) 今後の課題への対応 ア 令和7年度における対応 交通安全教育用の特定小型原付を活用した交通安全教室、交通安全啓発等の機会を通じて、県民に正しい交通ルールの周知を図る。 また、特定小型原付を取り扱う販売事業者やシェアリング事業者（以下「販売事業者等」という。）を新たに把握した場合は、販売事業者等に対して、ガイドラインに基づいた適切な交通安全対策を講ずるよう指導を行っていく。 イ 次年度以降の対応 特定小型原付が関係する交通事故、交通違反の特徴を把握・分析し、交通安全教室および交通安全啓発等の機会を通じて情報発信することにより、県民の交通安全意識の高揚を図る。 また、継続的に販売事業者等の把握に努め、指導を行っていく。